

## 令和5年度有田市障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する方針

### 1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年度法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進及び障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進するために定める。

### 2 適用範囲

本方針は、本市の全ての組織が発注可能な物品等の調達において適用する。

### 3 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所等
  - ア 就労移行支援事業所
  - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
  - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
  - イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

### 4 物品等の調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次のような方法を実施する。

- (1) 調達目標の設定  
障害者就労施設等から調達する物品等の調達目標金額は、前年度の実績を上回ることを目標とする。
- (2) 調達の実施及び情報の共有

ア 物品等の調達にあたっては、有田市財務規則（昭和 55 年規則第 1 号）の定めに従い、予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者就労施設等と随意契約により契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

イ 職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、障害者就労施設等が受注することが可能な物品等に係る情報を収集し、市の全ての組織で情報を共有する。

#### 5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等に公表する。
- (2) 会計年度終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等に公表する。

#### 6 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 本方針に関する担当窓口は、福祉課とする。

#### 7 施行日

本方針は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。